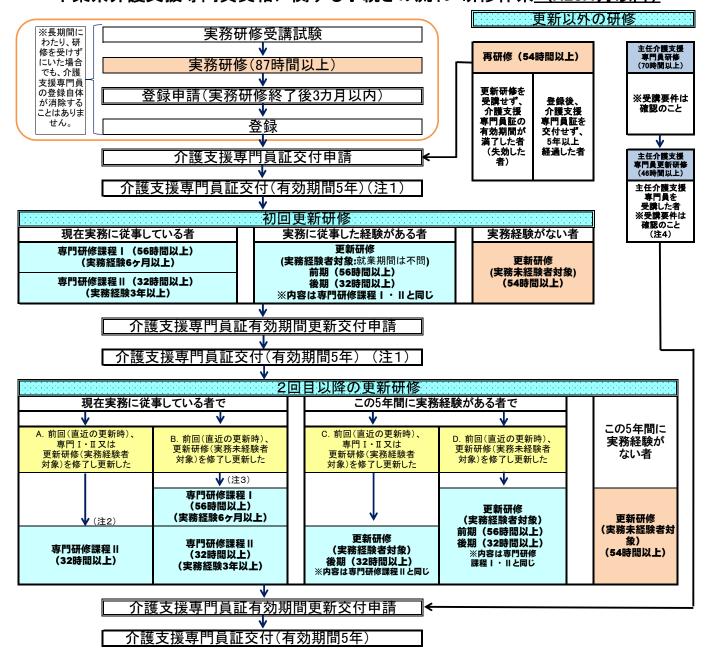
重要



- (注1) 〇<u>介護支援専門員証の有効期間満了日を経過した場合は、『失効』となりますので、介護支援専門員として業務を行うことはできません。</u>(登録は消除されませんので、再研修を受講することで、介護支援専門員証の交付申請が可能です。)
- (注2) ○2回目以降の更新で、実務従事者(経験者)の方は、前回(直近の更新時)、専門 I・I 又は更新研修(実務経験者対象)を修了 して更新した場合には、「専門研修課程 II 」又は「更新研修(実務経験者対象)後期」を受講することにより介護支援専門員証の更 新を行うことができます。(※前回、「更新研修(実務未経験者対象)」や「再研修」の修了により更新した方は、対象になりません。)
- (注3) ○**実務従事者(経験者)として初めての更新**となる場合は、「専門研修課程 I 及び II 」又は「更新研修(実務経験者対象)前期・後期」を受講することにより、介護支援専門員証の更新を行うことができます。
- (注4) 〇**主任介護支援専門員更新研修を受けた方**は、**更新研修を受けた者**として、所定の申請手続きにより、介護支援専門員証の更新を行うことができます。
- ※更新研修の日程等につきましては、毎年変動しますので、適宜下記の研修実施機関へお問い合わせくださるようお願いします。

研修名	研修実施機関・問い合わせ先
実務経験者対象の 更新研修	一般社団法人 千葉県介護支援専門員協議会 (住所)〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター5階 (TEL) 043-204-3631 (FAX) 043-204-3632 (ホームページ)https://www.chiba-cmc.com/
実務未経験者対象の 更新研修	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 (住所) 〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター5階 (TEL) 043-204-1610(FAX)043-241-5121(ホームページ)http://www.chibakenshakyo.com